

# 中標津町合葬墓ご使用の手引き



## 【受付窓口】

086-1197

北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町役場 生活課環境衛生係

役場1階 ③番窓口

電話番号 0153-73-3111 (内線218、223)

FAX 0153-73-4811

(令和6年4月1日版)

# 中標津町合葬墓のご案内

## 1. 中標津町合葬墓について

中標津町では、少子高齢化や核家族化などの社会情勢の変化、経済的な負担など、さまざまな事情でお墓の建立や継承、焼骨の管理が困難となっている方のため、共同使用として焼骨を埋蔵するお墓「中標津町合葬墓」を設置しました。

### 合葬墓への埋蔵を検討されている方へ

合葬墓は、骨箱や骨壺から焼骨のみを取り出して、大きなお骨は一定程度砕きながら埋蔵することになります。

共同使用となり、先に埋蔵された焼骨と混ざり合いますので、埋蔵すると取り出すことができません。

ご利用にあたっては、ご親族の方々とよく相談し、ご理解を得た上で申し込みをして下さい。なお、生前受付はいたしません。

また、町では永代供養等の宗教的儀式は一切行いませんので、その点についてもご理解願います。

## 2. 使用者の資格（使用申請が出来る人）

次の①～③のいずれかに該当する人

- ①中標津町に現住所がある人、又は以前住所があった人で、親族の焼骨を埋蔵しようとする人
- ②生前において中標津町に住所があった故人の焼骨を埋蔵しようとする人
- ③中標津町内にある墓地や納骨堂に埋蔵されている焼骨を合葬墓に改葬しようとする人

※ただし、要件①②については、現在、中標津町内の町営墓地に許可を受けている場合は対象外となりますので、申請する際は必ず③の改葬要件が必須となります。要件③において、町営墓地の改葬の場合は、墓じまいによる墓石の撤去後に、墓地区画の返還手続を行った後に申請が可能です。

### 3. 使用申請手続き

合葬墓の使用を希望される方は、次の書類を添えて申請してください。

- (1) 合葬墓使用許可申請書 【第1号様式(第2条関係)】
- (2) 合葬墓埋蔵同意書兼承諾書 【第2号様式(第2条関係)】
- (3) 火葬許可証または改葬許可証
- (4) 申請者の住所が確認できる書類(住民票等)
- (5) 申請者と被埋蔵者の関係が確認できる書類(戸籍謄本等)
- (6) 被埋蔵者と同意者の関係が確認できる書類(戸籍謄本等)
- (7) その他申請状況により必要となる書類

※申請者の他に、「親族」から1名の同意者が必要になります。

#### 【施行規則第2条関係 別表】

区 分		同意を要する範囲
被埋蔵者に配偶者がいる場合	子あり	被埋蔵者の配偶者又は子
	子なし	被埋蔵者の配偶者又は兄弟姉妹
被埋蔵者に配偶者がいない場合	子あり	被埋蔵者の子又は兄弟姉妹
	子なし	被埋蔵者の父母又は兄弟姉妹

### 4. 使用料について

使用許可を受けた際に使用料を納付していただきます。毎年の管理料等は不要です。

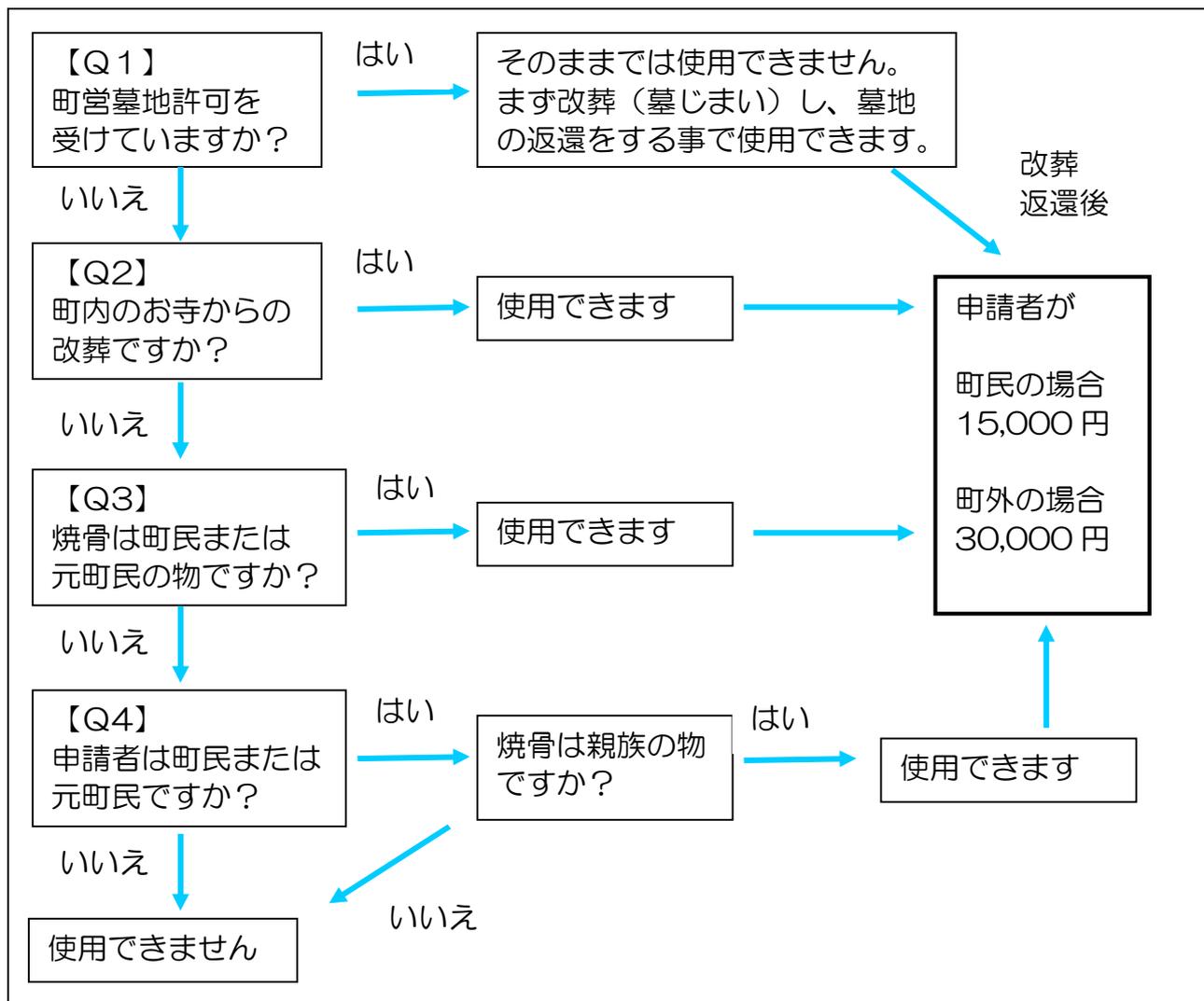
- (1) 申請者の現住所が中標津町にある場合 焼骨1体につき 15,000円
- (2) 申請者の現住所が中標津町ではない場合 焼骨1体につき 30,000円

※申請者が生活保護受給者である場合などに、使用料を減免する制度があります。別途減免申請が必要です。

### 5. 納骨ができる期間及び埋蔵方法など

- ①毎年4月1日から11月30日までの平日のみ。埋蔵日時は町担当者と協議の上決定します。
- ②上記①の期間であっても悪天候や積雪状況により納骨ができない場合があります。
- ③お骨の埋蔵時は、親族等が骨箱や骨壺から「焼骨のみ」を取り出し、自ら合葬墓に直接入れて頂きます。町職員は立ち合いますが、焼骨を預かることはできません。
- ④焼骨以外の副葬品は埋蔵できません。
- ⑤線香立てや、ろうそく立て、献花台はありません。必要な場合は各自で用意いただき、使用後は線香、ろうそく、お花や供物は必ずお持ち帰りください。
- ⑥参拝は自由に行えますが、宗教的行為は他の参拝者に迷惑にならない程度とします。

## 合葬墓の使用可否判定（フローチャート）



### 【中標津町合葬墓建設概要】

場 所	標津郡中標津町東19条南7丁目1番地1 中標津墓地内
工事概要	合葬墓1基、駐車場5台分（63㎡砂利整備）
埋 蔵 数	約2,000体規模
工 期	令和5年5月30日着工 ～ 令和5年11月20日完成
供用開始	令和6年4月1日
工 事 費	地質調査・・・231,000円（令和4年度） 合葬墓整備・・・13,343,000円（令和5年度）
財源内訳	地域づくり総合交付金・・・6,600,000円【北海道】 一般単独事業債・・・6,700,000円 町単独費・・・274,000円

### 【中標津墓地内の合葬墓位置図】

